

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年8月1日から令和8年7月31日までの5年間

2. 目標と取組内容・実施時期

〈次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標〉

目標①

育児休業の取得状況を男性社員は1人以上、女性社員は取得率95%とする

〈実施時期・取組内容〉

- ・ 2021年8月 社員に現状の育児休業に関する制度について再度周知する。
また今後改正となる育児・介護休業法の改正のリーフレットを配布し
育児休業の取得しやすくなることを理解してもらう。
- ・ 2022年4月 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備として、相談窓口を周知する。

目標② 正社員の有給休暇取得日数を最低6日以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

- ・ 2021年8月 各部署ごとに管理している個人別有給休暇についてデータ化する。
- ・ 2022年8月 データ化した有給休暇に基づき、年5日しか有給休暇を
消化していない者に対して、有給休暇取得計画を立案する。
- ・ 2024年8月 立案した計画の結果を振り返り、目標達成のための修正を行う。

令和3年8月1日

医療法人 仁心会